

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集の結果について

茨城県では、平成 20 年度から導入しました森林湖沼環境税の課税期間が今年度で終了することから、本税の今後のあり方につきまして広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、お寄せいただきましたご意見の概要及びそれらに対する県の考え方について、以下のとおり公表いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見は、取りまとめの都合上、趣旨を要約させていただいておりますのでご了承ください。

ご意見につきましては、第4期の森林湖沼環境税の参考とさせていただきました。県が取り組む森林の保全・整備及び湖沼・河川の水質保全の施策につきましては、今後もご意見を参考とさせていただきます。今回、ご意見いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。ご協力ありがとうございました。

1 募集期間

令和3年 10 月 18 日(月)～令和3年 11 月1日(月)まで

2 募集方法

- ・県ホームページにて掲載
- ・行政情報センター、税務課、環境対策課、林政課、各県税事務所、各県民センター、各農林事務所、県立図書館、霞ヶ浦環境科学センター、県内各市町村(税務課等)での閲覧

3 意見数

意見者数:70 人・社(個人:48 人、団体等:22 団体)

延べ意見件数:173 件

4 意見の概要及び県の考え方

別紙のとおり

5 意見募集時の公表資料

森林湖沼環境税の今後のあり方について

6 問い合わせ先

森林に関すること	湖沼・河川に関すること	税制度に関すること
茨城県農林水産部林政課 森づくり推進室 TEL:029-301-4021	茨城県県民生活環境部 環境対策課 水環境室 TEL:029-301-2968	茨城県総務部税務課 税制グループ TEL:029-301-2418

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集の結果について

1 募集期間

令和3年 10 月 18 日(月)～令和3年 11 月1日(月)

2 募集方法

- ・県ホームページにて掲載
- ・行政情報センター、税務課、環境対策課、林政課、各県税事務所、各県民センター、各農林事務所、県立図書館、霞ヶ浦環境科学センター、県内各市町村（税務課等）での閲覧

3 意見数

(1)意見者数:70 人・社(個人:48 人、団体等:22 団体)

(2)延べ意見件数:173 件

< 税継続に関する意見 >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
森林湖沼環境税の経緯	1	16	○税を継続してもらいたい。 ・森林湖沼環境税は極めて有用で、高い意義を持つ制度である。集中豪雨による災害のニュースが取り沙汰される昨今、健全安心な県土とするため、制度の継続を強く要望。 ・近年、管理が不十分な森林が増加し水源かん養、土砂流出防止などの公益的機能が低下しており、近年の大雨による河川の氾濫、土砂災害の要因とも考えられることから、皆伐後に放置されている山の再造林、荒れた森林の間伐を進めていくうえでも制度の継続を希望。 ・SDGsに資するため、森林湖沼環境税の継続を強く要望する。 ・脱炭素社会に向けての森林の保全、環境保全のためにも、森林湖沼環境税の果たす役割は大きく、必要な施策である。 ・森林整備による空気中の CO₂ 回収に成功していることが成果として出ているので、継続してほしい。 ・自然環境を守りながら、持続可能な社会にしていく必要がある。是非とも森林湖沼環境税を継続し、必要な対策に充てていただきたい。 ・間伐、全伐、再造林の森林整備により様々な公益的機能を十分に発揮できるよう継続を要望。 など	○第3期(現行制度)の課税期間が令和3年度までとなっていることから、これまでの実績や成果について検証を行ってまいりました。 ○その結果、これまでの取り組みにより一定の効果はあるものの、目標達成には一定程度の期間が必要であると考えております。 ○このため、課税方式、納税義務者、税額については現行制度を維持したうえで、課税期間を5年間延長し、効果の高い施策に重点化する対策を講じる必要があると考えております。

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の税制 (案)	6	1	○森林環境税の課税も令和6年から開始することから、減税や、廃止の考えはないのか。	○森林湖沼環境税及び森林環境譲与税は、それぞれの使途が重複しないよう整理し、森林湖沼環境税については、林業の成長産業化に資する施策や、県内全域を対象とすべき施策の貴重な財源として税額は維持し、必要な取り組みを展開してまいります。

< 再造林や間伐等の森林整備の推進に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	10	○若返りが必要な森林はまだ多い。森林の公益的機能を維持・向上させ、森林資源の循環利用につなげるため、「いばらきの森再生事業」による再造林等の森林整備への支援の継続を要望。	○当該事業は、森林の公益的機能の維持・向上や森林資源の循環利用に大きく寄与するものであることから、再造林等の森林整備への支援を継続していくことは重要と考えております。
	3	6	○現在の再造林への支援は、伐採後に複数年が経過した箇所は対象外だが、森林資源の確保のため年数制限を緩和してほしい。	○「いばらきの森再生事業」では、林業経営の自立化を推進しており、再造林については、森林施業の効率化に資する一貫作業による低コスト化を促進しているため、伐採後から植栽までの期間の制限を設けておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。
	3	3	○森林整備に必要な作業道の支援の拡充をお願いしたい。	○作業道は、効率的な森林施業を進める上で重要になります。その支援内容については、奥地の森林管理を促進するため、トラックなどの車両も走行可能な作業道への支援についても検討してまいります。
	3	2	○搬出間伐、保育間伐への支援を継続していただくとともに、高齢級の搬出間伐への支援を拡充いただきたい。	○間伐は、森林資源の循環利用に寄与する重要な森林施業であることから、引き続き、推進する考えでございます。また、伐採適期に達した森林は主伐・再造林による更新を推進しているところですが、森林の生育状況等により、一定程度の森林は伐期を延長して管理することも必要と考えております。このため、令和3年度から支援している高齢級林分の間伐を継続してまいりたいと考えております。

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	1	○森林の皆伐が増える中、費用面や山林への関心の薄れにより「再造林」に消極的な山林所有者が多い。開発行為が原因で土砂災害を拡大させることはどこでもあり得る。「いばらきの森再生事業」はそうした山林所有者の意識改革、費用負担の軽減や、次世代へと森林を引き継ぐためには大変意味のある事業。	○県としても、ご指摘の観点だけでなく、森林の公益的機能の維持・向上や森林資源の循環利用に大きく寄与するものであることから、再造林等の森林整備への支援を継続していくことは重要と考えております。
	3	1	○適切に再造林を行う事業体や森林所有者への支援を厚くするとともに、再造林を伴わない皆伐を行っている森林所有者や事業者への指導・監督を、県内外の事業者問わずお願いしたい。	○植栽によらなければ更新が困難な林分において、植栽が遅れている箇所については、市町村などと連携して植栽指導に努めてまいります。
	3	1	○地権者・苗木代と植林には経費がかかるため、意欲的な林業経営体に登録していばらきの森再生事業での申請が必須だが、この登録が簡単にできれば利用しやすい。補助金額内で植栽・下刈りができるよう今後も増額を希望。県単作業道も間伐・再造林に必要なので増額を希望。	○森林の公益的機能の維持・向上や森林資源の循環利用に大きく寄与するものであることから、再造林や作業道への支援は必要と考えております。 ○いばらきの森再生事業の支援対象となるための登録は、自立した林業経営を目指し、森林の集約化に係る計画を策定する林業経営体であることが要件であるため、その趣旨をご理解いただき、森林整備を進めていただくようお願いいたします。 ○また、森林整備や作業道に関する補助内容については、今後検討してまいります。
	3	1	○森林資源の循環利用を推進、カーボンニュートラルを実現するには、主伐後に再造林をして森林の若返りを行わなくてはならない。そのために「苗木」の安定した生産が重要であり、そのためには小規模な生産者が継続して経営ができるようにきめ細かな補助をお願いしたい。	○苗木の生産については、引き続き、県試験研究機関等において、苗木生産者と連携した生産技術改良に関する研究を進めますとともに、技術指導・情報提供に努めてまいりたいと考えております。また、成長の早い苗木の生産体制の構築など低コストでの施業を実現する「スマート林業」を通じて、生産者に利益が還元できる仕組みづくりに努めてまいります。

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	1	○幅広い林層と樹種を備えていることが豊かな森林資源と言えるため、再造林だけではなく、高齢級森林や複層林、針広混合樹林や広葉樹林の育成など様々な目的に対応した森林施業への多様な支援をお願いしたい。	○限られた財源によって、森林の公益的機能の持続的発揮という目標を実現するため、森林湖沼環境税については、林業の成長産業化に資する施策に充当し、自立した林業経営による森林資源の循環利用などを進めてまいりたいと考えております。
	3	1	○スギ・ヒノキ人工林の森林整備だけだと、雑木山が荒れて大雨や台風の時に土砂崩れ等の自然災害を引き起こしかねないので、天然林の森林整備の事業拡大をしてほしい。	○ご指摘の内容については、他の財源による事業での対応を検討してまいりますほか、林業経営に適さない森林の整備につきましては、国から市町村に対し譲与されている森林環境譲与税の活用も念頭に、市町村の取組を後押しするなど、市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。
	3	1	○広葉樹林については、シイタケ原木等の利用量の減少による大径木化しているため、(森林湖沼環境税により)拡大造林ができる補助を検討してほしい。 ○再造林で使用するコンテナ苗は、従来苗に比べると小さく、成長が遅いので下刈りを2回実施しないと苗の生育に影響が出る。部分的にでも2回刈りや下刈り期間の延長できる仕組みにしてほしい。	○限られた財源によって、森林の公益的機能の持続的発揮という目標を実現するため、森林湖沼環境税については、林業の成長産業化に資する施策に充当し、自立した林業経営による森林資源の循環利用などを進めてまいりたいと考えております。 ○ご指摘の内容については、他の財源による事業での対応を検討しているほか、林業経営に適さない森林の整備につきましては、国から市町村に対し譲与されている森林環境譲与税の活用も念頭に、市町村の取組を後押しするなど、市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。 ○下刈りに関する補助制度については、拡充の是非について検討してまいります。
	3	1	○面積あたりの収穫量と収入をいかに増やし、造林経費をかけないことを考え、結果として間伐を繰り返し高齢級になっていくとき、課題となるのは大径材の利用先と販売単価・対応できる製材所の有無である。以上のことから、再造林や保育に対する支援の継続と、大径材の利用先拡大の取組加速に期待したい。	○再造林や保育については、森林の公益的機能の維持・向上や森林資源の循環利用に大きく寄与するものであることから、引き続き推進していくことは重要と考えております。大径材については、大規模・中高層建築物に活用できる大断面のBP材(束ね重ね材)への活用などを推進してまいります。

＜ 林業経営体の育成、労働力、新技術の活用などに関すること ＞

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策の方向(森林の保全・整備)	3	11	○森林経営の集約化に対応し、生産能力を向上させるため、高性能林業機械の購入、レンタル、オペレーター養成への支援の拡充を要望。	○森林湖沼環境税を活用した事業では、経営規模の拡大に意欲的な経営体への支援を行っているところですが、森林経営の集約化の加速やスマート林業など生産能力向上に取り組む経営体に対しては、今後、よりきめ細やかな支援に努めてまいります。
	3	5	○次世代の技術者確保のため、技術向上研修会の開催することなどにより、森林整備に携わる担い手の育成、新規就労者の育成の強化をお願いしたい。	○ご指摘の内容については、一般財源や国庫補助などを活用した既存事業により森林整備に携わる担い手の育成を支援しているところですが、今後も研修会の開催など、森林整備に携わる担い手育成に努めてまいりたいと考えております。
	3	5	○航空レーザー測量による森林情報整備は、これからの森林管理のために、未実施箇所においても細かく実施してほしい。	○森林経営の集約化を促進するため、人工林の多い森林区域を中心に航空レーザー測量を実施しており、得られたデータは森林経営の集約化に取り組む経営体に提供しております。この測量区域は第3期までで概ね完了するよう進めております。
	3	2	○森林経営の集約化にかかる経費の補助を要望。	○森林湖沼環境税を活用した事業では、既に森林整備経費の嵩上げなどを通じて、森林経営の集約化を支援しております。今後も、集約化をはじめとした経営規模の拡大に意欲的な経営体への支援を継続していきたいと考えております。
	3	1	○航空レーザー測量による森林情報を活用した森林簿の整備を希望。	○森林経営の集約化を促進するため、人工林の多い森林区域を中心に航空レーザー測量を実施しており、得られたデータは今後森林簿への活用を検討してまいります。
	3	1	○地籍調査にも、GPS やレーザー測量など空・宇宙からの測量新技術を活用し、高密度な森林データの整備に繋げてほしい。	○地籍調査担当部局からの要請に基づき、航空レーザー測量のデータを提供する考えでおります。
	3	1	○森林・林業の経営者は山林所有者であると思う。経営の自立を目標とするならば、経営者としてどうすれば自立できるのかなど、経営者的目線を森林所有者に普及・教育する必要があると感じる。	○山林所有者自身が経営者目線を持つことも重要と考えておりますので、ご指摘の内容については、一般財源や国庫補助などの既存事業を通じて、引き続き山林所有者に対して普及してまいります。
	3	1	○林業技術の研鑽・普及、人材育成、森林教育など多様な活動を通じて、林業・山村の振興に取り組んでいく必要があると考えている。このため、林業技術及び林業経営の研究改善を通じて、林業後継者の育成と山村の振興を図るための取組を進めていただきたい。	○ご指摘の内容については、一般財源や国庫補助などを活用した既存事業で対応しておりますので、今後も引き続き取り組んでまいります。

＜ 建築物の木造化・木質化等に関する事 ＞

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向（森 林の保全・ 整備）	3	2	○ウッドショック等により県産木材が見直されている状況下で、県産木材の更なる推進を図るため、木造住宅の建築に対する支援の継続をお願いしたい。	○住宅分野は、木材の主な利用先の一つであるため、県産木材を使用した住宅建築に対する支援を検討してまいります。
	3	2	○ウッドショックにより外材に頼りすぎるのはリスクと隣り合わせであることが証明。これを機会に県産材利用を確たるものにするため、外材で賄っている製材品の県産材への切り替えのほか、県産材のサプライチェーンの強化、価格安定のための取組が必要である。	○外材の価格や輸入量の変動の影響を受けにくい体制とするため、川下側が必要とする木材を安定的に供給できるよう、川上側の素材生産者、川中側の木材加工業者等との連携による木材流通の円滑化に取り組んでおります。引き続き、この取組を継続して、県産木材の利用拡大や木材価格安定につながるよう努めてまいります。
	3	2	○大規模公共建築物や民間の非住宅建築物への利用拡大策を講じてほしい。また、サプライチェーン構築、建築メーカーやゼネコンへの県産材のPRが肝要と考える。	○これまでも森林湖沼環境税を活用し、大規模・中高層建築物を含めた非住宅建築物の木造化に対する支援を行ってまいりました。近年、大手ゼネコンを中心として都市部において木造ビル等の施工実績が増えてきたこと、令和3年10月に改正された国の木材利用促進法においては公共建築物だけでなく建築物全般の木造化が推進されていることなどを踏まえ、県としても需要先となるゼネコン等へのPRや、このような建築物の木造化の支援を通じて、引き続き、県産木材の利用を促進してまいります。
	3	1	○県産材を用いた公共建築や木造住宅への支援や、建築士などが県産材を用いた設計を行いやすいようにするなど、林業に携わっていない人にも木材の良さを理解して頂けるような施策をお願いしたい。	○木材の良さを広く周知するためには県産木材を使用したモデルとなる事例を増やすことが重要であることから、木材利用のPRを行うことを要件として建築物の木造化・木質化等に対する支援を行っており、事例集を県ホームページに掲載しているところです。引き続き、本事業の取組事例について、建築士などを含めて広くPRできるよう努めてまいります。

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向（森 林の保全・ 整備）	3	1	○県産材を一定量用いた建築物には、県産材であることを証明する 認証制度やそれに伴う優遇措置などがあると望ましい。	○「いばらき木づかいチャレンジ事業」による支援を受けるために は、国の「木材・木材製品の合法性、持続可能な証明のためのガ イドライン」に基づき定められた「いばらき優良木材証明制度」な どにより、県産木材であることを証明された木材を使用すること や、木造住宅については、一定量の木材を使用することを要件と しております。 ○引き続き、木材利用のモデルとなる建築物などへの支援を通 じて、県産木材の利用を促進してまいります。
	3	3	○木造施設は木の良い香りがするし、リラックスできて落ち着く。木造 住宅や非住宅建築物への県産材の利用拡大のための方策を充実し てほしい。	○今後需要拡大が期待される木造建築物について、引き続き森 林湖沼環境税を活用して、県産木材の利用拡大に向けて取り組 んでまいります。
	3	1	○大径木の価格は一般材と同等かそれ以下のため、販売価格 UP の 施策を検討いただきたい。また、集成材やバイオマス発電向けの低質 な材よりも無垢材利用が増加してほしいため、その需要増加のための 補助の拡大を期待。	○大径材については、本県に新工場が稼働した、大規模・中高 層建築物に活用できる大断面の BP 材（束ね重ね材）に利用す ることで、付加価値を高めた販売が可能と考えております。無垢 材については、低質な材よりも材価が高く、利益につながるほ か、展示的な効果も期待できることから、木造建築における無垢 材のニーズの把握に努めながら、必要な施策を検討してまいりま す。
	3	1	○日本の伝統建築の継承であり日本の文化であるため、また、木材 の価値（価格）を高めるため、無垢材使用（銘木）の伝統木造住宅を PR する。そのほか製材所、さらには建築関係業界との連携協力を図 る。	○木造建築における無垢材のニーズの把握に努めながら、必要 な施策を検討してまいります。また、木材加工・流通・建築に係る 各業界との連携を図ることなどを通じて、木造建築物の PR に努 めてまいります。
	3	1	○切り捨て間伐の材をそのまま腐らせたら二酸化炭素等が排出され る。整備発生材は可能な限り搬出し、長時間利用することによる炭素 固定を評価・公表してはどうか。	○カーボンニュートラルに貢献するためには、木材を建築物に利 用し、長期に渡って炭素を固定することが重要です。国では令和 3年 10 月に「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示 に関するガイドライン」を公表したことから、これも参考にしなが ら、ご指摘の炭素固定の評価及び公表について検討してまいり ます。

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	1	○大規模公共建築物や民間の非住宅建築物への県産木材のさらなる利用拡大を講じていただきたい。特に、県産木材を使用する際に、一般的な規格寸法以外の木材を使いやすくすると、設計デザインの自由度が上がり、かつ地域に根ざした建築づくりにつながると思われる。	○大規模・中高層建築物を含めた非住宅建築物の木造化に対する支援については、これまでも行っておりますが、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。なお、一般的でない規格寸法の木材を流通させる場合には、コストが割高になるなどの課題があるため、市場性などについて情報収集した上で検討してまいります。
	3	1	○どこの誰の山から生産された材なのかは、施主を含めた川下の方々からは不明である状況と思われ、特に県外向けに出荷された材について、茨城の材である PR が十分にされているか疑問。茨城県産材のブランド向上を目標にブロックチェーンの概念等を応用した「産地の見える化」の方法を模索していただきたい。	○国の「木材・木材製品の合法性、持続可能な証明のためのガイドライン」に基づき定められた「いばらき優良木材証明制度」などにより、産地と品質が確かな県産木材の安定供給と利用促進を図っており、このような木材を使用することを森林湖沼環境税による支援の対象としていることから、引き続き、これらの取組を通じて、県産木材の PR に努めてまいります。

< 木質バイオマスの利用促進に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	1	○筑波山は枝や梢などが沢側にまとめて置かれており、豪雨で流出して被害を出すのではと、不安。急峻で川下に集落の多い地域は積極的に林地残材を搬出し、燃料として利用できるよう税源を活用してほしい。	○近年の豪雨等により、県外では土石流などによる被害例が見られることから、林地残材の整理については、伐採を行う事業体へ施業方法の指導を行ってまいります。 ○枝や梢を燃料として活用する場合、利用先を確保し、まとまった量を安価に搬出しなければ採算ベースに乗らないなど、課題が多くあることから、支援については慎重に検討してまいります。

< 海岸防災林の保全や松くい虫被害対策に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	5	○海岸防災林における松くい虫被害は収束していないことから、海岸防災林の更なる保全対策のため、森林湖沼環境税を活用していただきたい。 森林湖沼環境税によりクロマツや広葉樹を植栽し、改善されてきたと思うが、森林になるまでの維持管理など、予算をかけて海岸防災林の再生に向けた施策を継続してほしい。	○海岸防災林は、沿岸部の県民生活を守る重要な森林であるため、今後も森林湖沼環境税を活用して保全対策を継続することは重要と考えております。
	3	1	○海岸防災林の松くい虫被害が収束していない。過酷な環境下にある森林なので、適切な保育管理が必要。マツ以外を含めた飛砂・潮害に強い防災林の造成について研究・実証試験を進めていただきたい。	○海岸防災林は、沿岸部の県民生活を守る重要な森林であるため、今後も森林湖沼環境税を活用して保全対策を継続することは重要と考えております ○なお、これまでの県試験研究機関の研究成果に基づき、海岸部でも活着・成長が良好な広葉樹をクロマツと混植することにより、松くい虫被害にも強い多様な樹種による海岸防災林の造成を進めております。

< 平地林・里山林の保全整備に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	3	○森林湖沼環境税が活用され、荒れ果てていた平地林がきれいに整備されていることを実感。引き続き支援をお願いしたい。 ○整備されていない平地林や里山林はゴミの不法投棄の温床となるので、税を整備促進に充ててもらいたい。	○限られた財源によって、森林の公益的機能の持続的発揮という目標を実現するため、森林湖沼環境税については、林業の成長産業化に資する施策に充当し、自立した林業経営による森林資源の循環利用などを進めてまいりたいと考えております。
	3	1	○身近な平地林や里山の整備は景観が向上して見通しもよくなり、防犯や安全にもつながるともいい事業だと思う。地元の小学校の通学路にはまだ整備されていない所も多くあるので、税を活用し手入れをしてほしい。	○ご指摘の内容を含め、林業経営に適さない森林の整備につきましては、国から市町村に対し譲与されている森林環境譲与税の活用も念頭に、市町村の取組を後押しするなど、市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。
	3	1	○竹林の成長が激しく森林としての機能が衰え、風水害により住環境に影響を及ぼしている場所も増えていると思われる。危険防止を目的に竹林伐採・整備の事業にも取り組んでほしい。	

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	1	○ナラ枯れが近辺でもみられるようになってきた。広葉樹の皆伐や古木の再生に向けた補助事業を要望。	○限られた財源によって、森林の公益的機能の持続的発揮という目標を実現するため、森林湖沼環境税については、林業の成長産業化に資する施策に充当し、自立した林業経営による森林資源の循環利用などを進めてまいりたいと考えております。 ○ご指摘の内容を含め、林業経営に適さない森林の整備につきましては、国から市町村に対し譲与されている森林環境譲与税の活用も念頭に、市町村の取組を後押しするなど、市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。 ○昨年から県内で確認されているナラ枯れ被害については、県試験研究機関及び農林事務所の職員が適切な処置を指導し被害拡大防止に努めております。また、所有者(管理者)が被害木を伐倒駆除した際、要件を満たせば費用の一部を補助するメニューを既存事業に追加しております。
	3	1	○平地林整備事業を行った平地林・里山林は、所在地や施工前後の写真など情報公開を行い、観光アピールにつなげてほしい。ひいては広葉樹の恩恵を受ける原木椎茸に関心を寄せる方々が増え、消費拡大につながればうれしい。	○平地林整備の事業である「身近なみどり整備推進事業」の取組内容については、現地の写真などを掲載した事例集を県ホームページに公表しております。
	3	1	○平地林・里山林以外にもスギ・ヒノキ人工林に隣接した雑木山の面積が多いが、ほとんどの広葉樹林は放置するしかない状態。広葉樹林＝天然林＝整備の必要なし、と捉えるのではなく、広葉樹の伐採搬出や除伐等保育に関する支援を拡充していただきたい。また、生産した広葉樹の利用先として、従来のパルプ原料以外に家具や薪などを開拓し、特に脱炭素社会を目指した個人宅への薪ストーブ、温浴施設への薪ボイラーの設置、市町村によるふるさと納税返礼品への採択などを推進してほしい。	○限られた財源によって、森林の公益的機能の持続的発揮という目標を実現するため、森林湖沼環境税については、林業の成長産業化に資する施策に充当し、自立した林業経営による森林資源の循環利用などを進めてまいりたいと考えております。 ○ご指摘の内容を含め、林業経営に適さない森林の整備につきましては、国から市町村に対し譲与されている森林環境譲与税の活用も念頭に、市町村の取組を後押しするなど、市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。 ○広葉樹林の整備を進めるには、新たな需要を開拓し、採算ベースに乗るような体制づくりが必要といった大きな課題があることに鑑み、検討してまいります。

＜ 森林ボランティア団体との連携などの普及啓発に関すること ＞

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向（森 林の保全・ 整備）	3	2	○全国育樹祭は、森林に対する意識を高めるとともに、全国に茨城をPRできる機会なので、多くの人が参加し森林についての理解を深められる良い大会にしてほしい。	○全国育樹祭は、継続して森を守り育てることの大切さの理解を深め、かつ林業を含めた本県の良さを全国にPRする格好の場であることから、準備を進め良い大会としたいと考えております。
	3	2	○朝ドラの影響もあり林業について聞かれることが多くなりうれしく思う。普及啓発により森林の持つ公益的機能、良質な木材、雇用促進へとつなげてほしい。メディア（テレビ、映画など）を利用し、多くの人の目に触れる機会を増やしてほしい。	○森林の大切さ、森林湖沼環境税の成果については、ショッピングモール等での啓発活動、新聞への広告掲載等により周知に努めております。 ○今後は、更に多くの県民の皆様にご理解いただけるよう、SNSなども活用しながら、普及啓発に努めてまいります。
	3	1	○戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎え、森林資源の循環利用と公益的機能の持続的な発揮が求められる中、引き続き現場に役立つ知識・情報・技術をいち早く地域の林業関係者へ普及・啓発し、林業経営の安定化・山村地域の活性化を図っていききたいと考えている。このため、持続的な林業経営に資する試験研究成果の普及啓発、活用促進、技術指導、広報、情報発信をさらに強化するための取組を進めていきたい。	○林業に関する試験研究成果の普及啓発、活用促進、技術指導、広報、情報発信については、一般財源や国庫補助などを活用した既存事業により、これまでも実施しております。今後も機関誌の発行や林業改良指導員による普及指導等を継続し、森林のもつ公益的機能の発揮等に努めてまいります。

＜ 森林環境教育に関すること ＞

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向（森 林の保全・ 整備）	3	4	○小・中学生に、体験学習の場で林業や自然に関心を持ってもらうには良い事業なので、より良い内容で継続していただきたい。	○森林環境教育については、森林の働きや整備の必要性等を普及する重要な機会であるため、引き続き森林湖沼環境税を活用し、広く実施していく考えであります。
	3	1	○森林セラピーなどの実施に対しても補助金を要望。	○森林セラピーについては、医学的な裏づけに基づいた森林浴効果を指し、基準をクリアして認定を受ける必要があるなど、ハードルが高いものと認識しております。本県では2施設がセラピー基地の認定を受けていますが、その活動に対する補助については、地元要望の情報を収集するなどした上で必要性を検討してまいります。
	3	1	○学生や将来林業に携わりたい人にはもっと関心を持ってもらうように、年齢に関係なく充実した内容で続けてほしい。	○森林環境教育については、森林や林業について関心をもってもらう貴重な機会であるため、引き続き森林湖沼環境税を活用し、広く実施していく考えでございます。

< その他(森林・林業) >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(森 林の保全・ 整備)	3	1	○近年増加しているナラ枯れ被害について、専門知識に基づいた指導と、対策に対する援助をお願いしたい。	○昨年から県内で確認されているナラ枯れ被害については、県試験研究機関及び農林事務所の職員が適切な処置を指導し被害拡大防止に努めております。また、所有者(管理者)が被害木を伐倒駆除した際、要件を満たせば費用の一部を補助するメニューを既存事業に追加しております。
	3	3	○生活道路や住宅地などで問題となっている危険木伐採に対して、高所作業車などによる特殊伐採などの作業にも支援していただきたい。	○限られた財源によって、森林の公益的機能の持続的発揮という目標を実現するため、森林湖沼環境税については、林業の成長産業化に資する施策に充当し、自立した林業経営による森林資源の循環利用などを進めてまいりたいと考えております。 ○ご指摘の内容を含め、林業経営に適さない森林の整備につきましては、国から市町村に対し譲与されている森林環境譲与税の活用も念頭に、市町村の取組を後押しするなど、市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。
	3	1	○ブナがだんだん減っている。若い苗木を植えて保全してほしい。	○筑波山のブナは希少種であり、これまでも踏圧防止のためのロープ柵設置などの保全活動をしてきたところでございます。ご指摘の苗木の植栽についても重要と認識していることから、今後、検討してまいります。
	3	3	○高性能林業機械の活用促進により、林業機械を運搬する自動車の大型化や大型林業機械の通行による路面破損、地盤の脆弱化等が想定される。このため、適切な林道の維持管理に対する助成金を追加してほしい。 ○また、高性能林業機械が進入できない狭い林道が見受けられる。伐採～搬出～トラック運搬という一連の流れのボトルネックとならないよう、道路を管理する市町村と連携した林道等の整備・拡張に取り組んでいただきたい。	○県としても、今後、高性能林業機械の活用を促進していく上で林道を整備することは重要であると考えております。そのため、引き続き既存事業を活用し、管理主体である市町村と連携して、林道の改良・舗装による機能向上に取り組んでまいります。
	3	1	○共有地では固定資産税納付のための徴収や立木・土地の売払い、精算金の分配などで未相続者の探索に苦慮している。森林施業の集約化を進める上でも時間と労力がかかる作業であることから、未相続山林の情報データベース化(クラウド等)や共有地の運営についての具体的な法整備を国・市町村に対し提言していただき、合わせて相続の徹底について山林所有者に対する周知活動に協力を願いたい。	○市町村で整備している林地台帳に、固定資産課税台帳のデータ提供を受け、現在土地の所有・管理を行っている者の情報の掲載を進めております。

< 生活排水対策に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(湖 沼・河川の 水質保全)	5	1	○これまで実施してきた対策の効果や課題を把握し、必要な見直しを行いながら引き続き水質保全対策を推進していただきたい。	○霞ヶ浦のCODは、税導入前が約9mg/Lであったものが、約7mg/Lまで低下しましたが、水深が浅いことなどの要因により、近年は横ばいの状況にあります。今後は、現状の水質より悪化させることがないよう、効果の高い施策に重点化し、引き続き水質保全対策を進めてまいります。
	5	1	○現在新たに設置される高度処理型浄化槽のほとんどがN型であることから、NP型の高度処理型浄化槽についてはP(りん)の削減が不可欠な地域に限定し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を促進するべきではないか。また、浄化槽の維持管理費用は下水道使用料と比べて高いことから、県民の負担を公平にするという観点からの施策を希望する。	○本県の浄化槽設置等補助制度のうち、NP型については、湖沼流域において上乘せ補助を実施し重点的に進めることとしております。汚濁負荷の高い単独処理浄化槽からの転換につきましては、単独処理浄化槽の撤去費補助、宅内配管工事費補助等により、手厚い支援を実施しており、引き続き転換促進に努めてまいります。 ○浄化槽の維持管理費用に関するご意見につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。
	5	1	○小規模事業所が排水基準を遵守するためには、排水処理施設の設置等多額の資金が必要となるため、規模の小さい飲食店などには、現在、行っている無利子融資による支援ではなく補助制度が必要ではないか。	○県では、排水の基準遵守を確認するため、小規模事業所に対して立入検査、排水の水質分析により指導を行っているところですが、清掃等の暫定対策でも改善が見られない場合、恒久対策による改善を検討していただいています。排水処理施設の設置等の資金につきましては、小規模事業所の排水基準が定められた平成19年以降、恒久対策として既に施設改善を行った事業所との間で不公平とならない配慮が必要であることから、補助制度ではなく、融資制度により支援を行っております。

< 農地・畜産対策に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策 の方向(湖 沼・河川の 水質保全)	5	1	○短期的には水質改善効果が表れにくいとの専門家の御意見があるとのことだが、家畜排せつ物からの負荷削減のための機械導入等への補助などを継続して実施する事が、長期的には、「泳げる霞ヶ浦」の実現につながるものとする。	○家畜排せつ物処理機械導入等の整備補助については、引き続き実施して、家畜排せつ物からの負荷削減を図っていきたいと考えております。

< 県民参加による水質保全活動の推進に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
主な取組の 実績見込み 2 湖沼・河 川の水質保 全(H20～R 3年度)	12	1	○県民意識の醸成については、霞ヶ浦湖上体験スクールや市民団体に対する活動費の補助以外にどのような事業を実施しているのか。また、市民団体に対する活動費の補助が少ないのではないかと。	○県民意識の醸成の霞ヶ浦湖上体験スクール等以外の事業といたしましては、平成 30 年に本県で開催された第 17 回世界湖沼会議の準備及び開催に係る事業や、漁業者等による植生(ヨシ)帯の保全活動に対する補助等を実施しております。 ○市民団体に対する活動費補助に関するご意見につきましては、貴重なご意見として、参考にさせていただきます。なお、霞ヶ浦環境科学センターにて、活動に必要な資機材の無料貸出しも行っておりますので、引き続き広くご活用いただければと考えております。
今後の施策 の方向(湖 沼・河川の 水質保全)	5	1	○汚濁負荷削減を進めるには、県民の理解と協力が大変重要であると思うため、それに関連する予算を拡充し、各種普及啓発を一層進めることを希望する。	○今後も、霞ヶ浦湖上体験スクールや市民活動に対する活動費の補助等により、水質浄化に対する県民意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。頂いたご意見につきましては、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

< 水辺環境の保全(湖水・河川対策)に関する事 >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
主な取組の実績見込み	12	1	○水辺環境の保全については、未利用魚の回収による窒素・リンの除去やアオコ対策以外にどのような事業を実施しているのか。	○水辺環境の保全の未利用魚の回収等の以外の事業といたしましては、直接浄化施設による実証試験、水質浄化に向けた調査研究等を実施しております。
2 湖沼・河川の水質保全(H20～R3年度)	12	1	○ここ2年、新川でアオコの発生は見られていないため、アオコ対策の実施より、発生メカニズムの解明が必要でないか。	○アオコは近年大発生はしていませんが、毎年西浦・北浦で発生していますので、県としましては、アオコによる悪臭被害防止のため、対策を実施していきますとともに、霞ヶ浦環境科学センターにおいてアオコの発生に関する調査・研究に引き続き取り組んでまいります。

< その他(湖沼・河川) >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
森林湖沼環境税の経緯	1	1	○湖沼・河川の働き(公益的機能)の一つに、「生物多様性」が挙げられているが、事業予算が組まれていないため、希少生物の保全策を考えてほしい。	○県では魚類の産卵場所となるヨシ帯の保全事業を実施しています。魚類だけでなく水生昆虫などの生息場所となり、生物多様性の保全にもなっております。
森林湖沼環境税を活用した取り組みの実績・成果と今後の課題(湖沼・河川の水質保全)	4	1	○取組と成果がどのようにつながっているか分からない。現在成果として挙げている、りん、COD は県の事業成果としてふさわしくないのではないかな。	○森林湖沼環境税は、県民に豊かな恵みをもたらす霞ヶ浦の水質浄化を図るため、重点的に活用してまいりました。その霞ヶ浦においては、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」で霞ヶ浦水質保全条例に基づき、窒素、りん及び COD の目標値を定め、その削減に努めておりますことから、成果として提示させていただいております。
	4	1	○専門家によると、水深が 4m と浅いことなどの特長により水質浄化効果が表れにくいとのことだが、何の専門家の、どの委員会での発言を引用しているのか。また、霞ヶ浦は水位調節によりYP(江戸川工事基準面)を上げた結果、COD が改善されたのではないかな。	○専門家につきましては、水環境分野を専門とする方で、今回、森林湖沼環境税の更新にあたりご意見を伺ったものでございます。 ○また、霞ヶ浦のCODが近年、横ばいで推移している要因についてですが、過去に流入した窒素やりんが底泥に大量に蓄積しており、水深が浅いため、窒素やりんが溶出しやすく、それによって植物プランクトンが発生しやすいことが大きな要因と考えております。
今後の施策の方向(湖沼・河川の水質保全)	5	1	○重点的かつ緊急に取り組む施策例について、もっと抜本的な見直しが必要ではないか。また、柔軟な常陸川水門の運用などは考えていないか。	○第4期における税の施策につきましては、浄化効果が高い事業に重点化し進めていくことに加え、期間中に事業の効果を検証し、毎年の成果を見ながら、その都度、必要な施策に取り組んで参りたいと考えております。 ○常陸川水門の運用につきましては、国土交通省の管轄であるため、当県といたしましては情報共有を図りながら引き続き湖沼の水質浄化に努めてまいります。

< 課税期間に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の税制 (案)	6	1	○森林の保全・整備、湖沼・河川の水質改善などは短期間で結果がでる事ではないので、課税期間 5 年ではなく、10 年・20 年の単位で取り組むべきです。	○環境保全に関する施策の効果を測定するには一定程度の期間が必要ですが、県民の皆様にご負担いただくことから、5年間という期間で、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行うことが妥当と考えております。
	6	1	○課税期間について、第 3 期の4年では短い。5年程度の短い期間ではなく、もっと長い期間でしっかりと効果的な施策を継続してほしい。	
	6	1	○森林は少なくとも 50 年を単位として植付けから伐採までを考える必要があるので、5年はもちろん、10 年 20 年の延長が必要であると思う。	
	6	1	○森林整備は植林から伐採まで長期スパンで計画を立てる必要があるため、4～5 年の短期間で区切るのではなく、少なくとも課税期間を10 年単位設定するべきだし、恒久化を要望する。	
	6	1	○課税期間を4年から5年に延長することに賛成。森林の経営は数十年単位で考えねばならないことや、受託にて施業を行う組合にとって、税制の有無は組合員(森林所有者)の森林経営に対する意識を大きく左右することから、息の長い制度として確立していただきたい。	○課税期間につきましては、以下の理由により5年間としました。 ・「第9期霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(令和8年度～令和12 年度)」(令和8年度策定)及び 国の「森林・林業基本計画」(令和8年度にかけて見直し改定)の内容を、税制の検討時に反映できること。 ・関係団体等から、計画の着実な推進や、経営規模の拡大に向けた事業地確保、事業計画立案、そのための雇用や設備投資を行うためには、5年程度の期間が必要との声があること。 ・環境保全に関する施策の効果測定には、一定程度の期間が必要との税の有識者の意見を参考。 ○施策につきましては、PDCAサイクルを回して検証してまいります。
	6	1	○平成 20 年からの森林整備等の取組は大きな成果を収めているがまだ道半ば。「緑の循環システム」を確立し、林業・木材産業の活性化と機能豊かな森林づくりを推進するため、5年の延長をお願いしたい。	
	6	5	○森林の経営管理は長期間で循環するので、森林経営計画が5年サイクルで実施されていることから課税期間5年への延長は妥当。	
	6	1	○森林資源の適切な維持・管理には5年の課税期間が妥当。県民の皆様のご理解ご支援をお願いしたい。	
	6	1	○課税期間を 5 年とすることは賛成。国の森林環境譲与税との棲み分けを周知することが必要。「必要ではあるが効果が低い施策」が先細りにならないよう検討していただきたい。	
	6	1	○現在の課税期間は4年だが、事業計画や高性能林業機械の導入、施設管理等よりおおむね5年程度の期間は必要となるので、1期5年を要望。	

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の税制(案)及び税制と各計画の策定等の時期	6	2	○森林や湖沼の整備は他の事業と違ってすぐに効果を確認できない。循環型社会を目指すためにはある程度の年数を必要と考えるが、県民の理解を得るためには最低でも5年間は必要と考える。	○同上
	6、7	2	○2050 カーボンニュートラルの実現に向けて、今後も長期的な継続が必要。また、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」や国の「森林・林業基本計画」と並行してこの税制を展開するとともに、事業計画の立案や着実な推進、雇用や人材育成、設備投資などを行うためには十分な期間を要する。これらのことから、課税期間が5年の方が良い。	
	6	2	○課税期間を4年から5年にすることに賛成。	
	6	1	○森林環境譲与税に加えて、森林環境税の課税も令和 6 年から開始する。課税期間を5年間とせず、より細かな見直しが必要ではないか。	○環境保全に関する施策の効果を測定するためには、一定期間が必要なこと等から、5年間の課税期間が適切と考えております。第4期の課税期間中もPDCAサイクルを回して検証してまいります。

< その他(税制) >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
今後の施策の方向(森林の保全・整備)及び今後の税制(案)	3、6	1	○森林湖沼環境税(県税)と森林環境税(国税)の2つが混同しないように広報すること、また若年層から高齢層の方々まで幅広く知ってもらえる資料を掲載すれば、たくさんの方の理解を得て、森林保全に興味を持ってもらえると思う。	○森林湖沼環境税及び森林環境譲与税については使途が重複しないように整理し、取組を進めております。 ○両税の取組については、県民の皆様にご理解いただけるよう市町村とも連携して周知に努めてまいります。

< 広報に関すること >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
森林湖沼環境税の経緯及び県民アンケート、森林湖沼環境税活用事業に係る実績報告会の結果について	1、8	11	○個人県民税のため、住民への認知が必要。認知度を高めるため、税の実績とともに積極的なPRを推し進めるべき。 ○自然災害による被害が多発する現在、カーボンニュートラルの実現には、森林湖沼環境税及びその活用法のPRが不可欠。 ○SNSや新聞の活用、現地見学会の企画など、納税者の目に触れる機会を設けてほしい。	○森林湖沼環境税の成果については、ショッピングモール等での啓発活動、新聞への広告掲載等により周知に努めております。 ○今後は、更に多くの県民の皆様にご理解いただけるようSNSなども活用しながら、普及啓発に努めてまいります。

< その他 >

項目	頁	件数	意見要旨	意見に対する県の考え方
県民アンケート、森林湖沼環境税活用事業に係る実績報告会の結果について	8	4	○「県民アンケート」の回答者の属性は、茨城県の現状を反映しているものになっているか。また、恣意的な見せ方にならないように、結果は全て表示すべき。	○個人へのアンケートにつきましては、いばらきネットモニター制度の登録者(一定の要件を満たせばどなたでも応募可。ただし、議員及び首長、常勤の茨城県職員は除く)を対象に実施し、満16歳以上の県民の方にご意見を伺ったものであり、広く県民の方のご意見をいただいたものと考えております。 ○また、法人へのアンケートにつきましては、商工団体にご協力頂き、県内企業・団体に広く周知してご意見を伺っており、幅広いご意見をいただいたものと考えております。 ○アンケート結果の公表に関するご意見につきましては、貴重なご意見として参考とさせていただきます。